5　家きんの評価

⑴　患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についての評価額とし、家きんが患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。

⑵　評価額は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて産出する。）を加算した額とし、これに産卵供用残存期間等を考慮し、必要な加算又は減算を行う。

⑶　家きんの所有者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体格が分かるように写真を撮影する。

⑷　農林水産省は、家きんの評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

第８　通行の制限（法第15条）

１　都道府県又は市町村は、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

２　法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるよう、あらかじめ調整する。

３　通行の制限又は遮断の手続、標示等については、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第５条の規定に基づき行うこととし、原則として、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明する。なお、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

１　制限区域の設定

⑴　高病原性鳥インフルエンザの場合

①　移動制限区域

ア　都道府県は、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３キロメートル以内の区域について、家きん等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、動物衛生課と協議の上、判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

イ　都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10キロメートルを超えて設定する。

②　搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

③　食鳥処理場で発生した場合

都道府県は、食鳥処理場に所在する家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア　原則として、当該食鳥処理場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ　当該家きんの出荷元の農場を中心として、①及び②と同様に移動制限区域及び搬出制限区域を設定する。

⑵　低病原性鳥インフルエンザの場合

①　移動制限区域

ア　都道府県は、低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ　都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径５キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、５キロメートルを超えて設定する。

②　搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径５キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から５キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

⑶　制限区域の設定方法

①　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。

②　移動制限区域又は搬出制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③　移動制限区域及び搬出制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア　移動制限区域及び搬出制限区域内の家きんの所有者、市町村及び関係機関への通知

イ　報道機関への公表等を通じた広報

ウ　主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域との境界地点での標示

⑷　家きんの所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域及び搬出制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

⑸　移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場への指導

都道府県知事は、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての家きんの所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数（次の①から③までに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨）を報告するよう求める。

①　同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の２倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

②　飼養家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合

③　５羽以上の飼養家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合